

令和8年6月2日

令和8年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	4	処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件	4
〃	5	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	10
〃	6	令和7年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件	11
〃	7	令和7年度貝塚市病院事業会計予算繰越報告の件	14
〃	8	令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件	16
議案	26	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	27	貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例の一部を改正する条例制定の件	22
〃	28	貝塚市立ひと・ふれあい館条例制定の件	24
〃	29	貝塚市立福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	30	貝塚市立青少年センター条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	31	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	32	貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件	30
〃	33	貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	34	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議決を求める件	32
〃	35	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件	33
〃	36	令和8年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件	34
〃	37	令和8年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	39

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	38	令和8年度貝塚市病院事業会計補正予算（第1号）の件	42

報告第 4 号

処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日処分

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 6 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第92条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第92条の6第1項の申告書、」を削る。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第91条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第91条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第92条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第92条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第92条の3から第92条の8までを削る。

第94条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項本文中「ついては」を「あっては」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「並びに原動機付自転車」を「、原動機付自転車」に改め、同条第3項中「ついて」を「あって」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第98条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第99条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第100条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条第2項中「第91条第3項ただし書」を「第91条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第11条 削除

附則第12条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第14条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第11条第1項」を削る。

附則第16条第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行

規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第17条の3 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第67条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第87条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しな

い者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第29条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第29条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第29条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第29条の7の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第29条の7を附則第29条の8とし、附則第29条の6の次に次の1条を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

第29条の7 法附則第15条の11第1項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第41条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第42条の2から第42条の6までを削る。

附則第42条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を

「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を第42条の2とする。

附則第43条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第44条第3項第2号、第45条第3項第2号及び第46条第3項第2号中「、附則第11条第1項」を削る。

附則第47条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第49条第5項第2号及び第50条第2項第2号中「、附則第11条第1項」を削る。

附則第56条第2項第2号中「、附則第11条第1項」を削る。

附則第57条第2項第2号及び第5項第2号並びに第58条第2項第2号及び第5項第2号中「、第11条第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(貝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 貝塚市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年貝塚市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

報告第 5 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものであるの
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。



令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

損害賠償の額の決定の件

令和 8 年 2 月 7 日、本市港において、本市消防団員が消防ポンプ車を運転し巡回していたところ、
路地に進出し、先に進めなくなったため後退した際、消防ポンプ車が工場の外壁に接触したことによ
り、その一部を破損させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 95,700円
- 2 損害賠償の相手 


令和 8 年 3 月 30 日処分

貝塚市長 牛 尾 治 朗

報告第 6 号

令和 7 年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

令和 7 年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・府支出金	地方債	その他	
2.	1.	三館等合同施設整備事業	円 521,432,000	円 473,244,000	円 0	円 0	円 414,000,000	円 0	円 59,244,000
2.	3.	住民基本台帳事務	3,025,000	3,025,000	0	3,025,000	0	0	0
2.	3.	戸籍事務	6,512,000	6,512,000	0	0	0	6,512,000	0
2.	3.	受付・サービス事業	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0
3.	2.	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,300,000	2,300,000	0	2,300,000	0	0	0
3.	2.	すくすく子ども館施設等整備事業	44,980,000	6,920,000	0	0	5,900,000	0	1,020,000
4.	1.	岸和田市貝塚市斎場整備事業	9,830,000	9,830,000	0	0	7,300,000	0	2,530,000
7.	1.	地域ポイント市民給付事業	454,440,000	454,440,000	0	454,440,000	0	0	0
8.	1.	F M推進事業	2,420,000	2,420,000	0	0	0	0	2,420,000
8.	5.	水間公園整備事業	52,560,000	41,176,000	0	17,155,000	20,200,000	0	3,821,000

9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線維持管理事業	9,532,000	9,532,000	0	0	9,400,000	0	132,000
9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線整備事業	3,080,000	3,080,000	0	0	3,000,000	0	80,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	93,716,000	93,716,000	0	30,083,000	60,900,000	0	2,733,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業（臨時）	8,756,000	8,756,000	0	2,626,000	5,300,000	0	830,000
10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園管理事業（臨時）	726,000	726,000	0	0	0	0	726,000
合計			1,214,387,000	1,116,755,000	0	510,707,000	526,000,000	6,512,000	73,536,000

報告第 7 号

令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算
の建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1.	1.	市立貝塚病院既存EV更新工事設計業務	円 3,630,000	円 0	円 3,630,000	円 0	円 0	円 3,630,000	円 0	円 0	工事範囲等の変更により、設計に時間を要したため。

報告第 8 号

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

事業の方針
<p>【方針】</p> <p>方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営</p> <p>方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択</p> <p>方針 3. 地域との連携</p>

事業	事業の概要
コスモスシアターの管理、運営業務	<ul style="list-style-type: none">・シアターの活性化や賑わい作りを行う。・施設利用率の向上に向けて、積極的かつ効率的な営業、宣伝を行う。・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率良く安全な施設管理を行う。
自主、受託事業の企画、実施業務	<ul style="list-style-type: none">・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。・小中高生はじめ若年層の文化活動を支援し、地域文化の担い手を育成する。・市民が親しみやすいホール運営を目指し、町会、自治会の協力を得て、多くの方々に足を運んでもらえるよう、事業の展開、宣伝を行う。

令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を267,325千円、剰余金取崩収入を8,263千円、支出を275,588千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
基本財産運用収入	0
事業収入	265,949
雑収入	1,376
当期収入合計	267,325
前期繰越収支差額	0
収入合計	267,325

支出の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
事業支出	274,671
管理費	917
当期支出合計	275,588

(単位:千円)

大 科 目	予 算 額
剰余金取崩収入	8,263
当期収支差額	0
次期繰越収支差額	0

借入金限度額 5,000,000円

議案第 26 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第31条第1項」を「並びに第31条第1項及び第2項第4号」に改める。

第30条第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第31条第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第31条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項と

し、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第77条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第12条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

。

附則第13条中「又は附則第56条第1項」を「、附則第52条第1項又は附則第56条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第14条の3中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第47条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第51条の2を削る。

附則第52条から附則第55条までを次のように改める。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第52条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)

に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第52条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第22条から第24条まで、第25条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第24条、第25条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第52条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第52条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第52条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第53条から第55条まで 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第30条及び第31条の改正規定並びに附則第7条及び附則第12条第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第77条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第23条第2項の改正規定並びに附則第13条の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第14条の3及び附則第47条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第13条の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第51条の2を削る改正規定及び附則第52条から附則第55条までを次のように改める改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第31条第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第31条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の貝塚市市税条例第31条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の貝塚市市税条例附則第12条第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の貝塚市市税条例附則第13条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第47条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第47条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第52条の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第77条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月2日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例の一部を改正する条例
貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例（昭和31年貝塚市条例第345号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例

第1条中「並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構が施行する農用地総合整備事業（以下」を「（以下これらを）」に改め、「及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第27条第4項の規定に基づき徴収する負担金」を削り、「分担金等」を「分担金」に改める。

第2条の見出し中「分担金等」を「分担金」に改め、同条中「市」を「市長」に、「よつて」を「よつて」に、「分担金等」を「分担金」に改める。

第3条の前の見出し中「分担金等」を「分担金」に改め、同条中「分担金等」を「分担金」に、「左欄」を「中欄」に、「比率に」を「比率を」に改め、「得た額」の次に「の範囲内」を加える。

第4条中「分担金等」を「分担金」に改める。

第5条を次のように改める。

（分担金の納期）

第5条 分担金は、納入に関する通知を発出した日から、30日以内に納入しなければならない。

第6条及び第7条を削る。

第8条（見出しを含む。）中「分担金等」を「分担金」に改め、同条を第6条とする。

第9条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	事業名	比率
国補助事業	農業用施設災害復旧事業（ため池を除く。）	100分の25
	農業用施設災害復旧事業（ため池に限る。）	100分の10
	農地災害復旧事業	100分の40
	農業用施設災害関連事業（ため池を除く。）	100分の40

	農業用施設災害関連事業（ため池に限る。）	100分の25
	農業用施設整備事業（ため池を除く。）	100分の15
	ため池整備事業	100分の8
	ほ場整備事業	100分の10
府補助事業	一般土地改良事業	100分の30
	農道整備事業	100分の20
	ため池等整備事業	100分の15
市単独事業	農業用施設災害復旧事業	100分の45

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

貝塚市立ひと・ふれあい館条例制定の件

貝塚市立ひと・ふれあい館条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月2日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立ひと・ふれあい館条例

(設置)

第1条 基本的人権の尊重の精神に基づき、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、世代、地域及び国を越えた市民交流を促進し、人権課題の解決と市民福祉の向上を図るため、貝塚市立ひと・ふれあい館（以下「館」という。）を貝塚市東84番地1に設置する。

(施設)

第2条 館に、次の施設を置く。

- (1) 隣保館（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に規定する隣保事業を実施する施設をいう。）
- (2) 地域交流センター
- (3) 公衆浴場

2 前項各号の施設は、相互に連携し、各施設が実施する事業の効果の増大を図るとともに、関係機関及び関係団体との連絡調整を行うものとする。

(愛称)

第3条 前条第1項第3号の公衆浴場の愛称は、「ときわ湯」とする。

(事業)

第4条 館は、次の事業を行う。

- (1) 人権課題の解決を図るために必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 人権教育、人権啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 生活等の相談、助言及び支援に関すること。
- (4) 青少年の健全な心身の育成の支援に関すること。
- (5) 高齢者の健康の保持及び増進に関すること。
- (6) 市民がふれあい、共に学ぶ場の創出に関すること。
- (7) 世代、地域及び国を越えた市民交流の促進に関すること。
- (8) 公衆浴場に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために市長が必要があると認めること。

(使用許可)

第5条 別表に掲げる会議室等又は公衆浴場（以下単に「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 会議室等、附属設備その他備品を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該者について、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(使用料)

第8条 会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部を返還することができる。

(特別の設備)

第9条 使用者は、館に特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 使用者は、前項ただし書の規定により特別の設備を設けたときは、使用后直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わって執行することができる。この場合において、要した経費については、使用者から徴収するものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、会議室等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に会議室等を使用してはならない。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、会議室等、附属設備その他備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 その責めに帰すべき理由により会議室等、附属設備その他備品を破損し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第13条 この条例に基づく処分によって、使用者及び第三者に生じた損害については、市は、一切その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(貝塚市ひと・ふれあいセンター条例及び貝塚市立東共同浴場条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 貝塚市ひと・ふれあいセンター条例（平成14年貝塚市条例第19号）
 - (2) 貝塚市立東共同浴場条例（平成28年貝塚市条例第16号）

(準備行為)
- 3 会議室等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

会議室等の使用料

使用区分 室名	午前 (9時から12時 まで)	午後1 (12時から15時 まで)	午後2 (15時から18時 まで)	夜間 (18時から21時 まで)
1階 会議室	400円	400円	400円	400円
2階 研修室1	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
2階 研修室2	600円	600円	600円	600円
2階 研修室3	900円	900円	900円	900円
2階 創作室	700円	700円	700円	700円
2階 調理室	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
2階 多目的室	2,900円 (1,400円)	2,900円 (1,400円)	2,900円 (1,400円)	2,900円 (1,400円)

備考

- 1 使用区分に掲げる時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 この表の括弧内の金額は、当該室の半面を使用した場合の金額である。
- 3 市内に居住しない者又は市内に所在しない団体が使用する場合の使用料の額は、所定の額の1.5倍に相当する額とする。
- 4 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

公衆浴場の使用料

使用区分	使用料
大人（中学生以上の者。ただし、65歳以上の者を除く。）	300円
中人（小学生）	100円
小人（小学校就学の始期に達するまでの者）	50円
高齢者（65歳以上の者）	150円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。

議案第 29 号

貝塚市立福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立福祉センター条例の一部を改正する条例

貝塚市立福祉センター条例（昭和55年貝塚市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市民福祉センター条例

第 1 条中「目的をもつて福祉センターを」を「ことを目的として、貝塚市民福祉センター（以下「福祉センター」という。）を貝塚市畠中一丁目17番 1 号に」に改める。

第 1 条の 2 を削る。

第 2 条中「貝塚市民福祉センター内」を「福祉センター内」に改める。

第 3 条第 1 項中「貝塚市民福祉センター」を「福祉センター」に改め、同条第 2 項を削る。

別表貝塚市民福祉センター使用料の表中「貝塚市民福祉センター使用料」を削り、別表やすらぎ老人福祉センター使用料の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（附属機関に関する条例の一部改正）

2 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市立福祉センター運営委員会の項中「貝塚市立福祉センター運営委員会」を「貝塚市民福祉センター運営委員会」に、「貝塚市立福祉センター事業」を「貝塚市民福祉センター事業」に改める。

（附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関に関する条例の規定により置かれている貝塚市立福祉センター運営委員会は、貝塚市民福祉センター運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

（貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第 336 号）の一部を次のように改正する。

別表貝塚市立福祉センター運営委員会委員の項中「貝塚市立福祉センター運営委員会委員」を「貝塚市民福祉センター運営委員会委員」に改める。

議案第 30 号

貝塚市立青少年センター条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月2日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立青少年センター条例の一部を改正する条例

貝塚市立青少年センター条例（昭和37年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「目的をもつて、青少年センター」を「ことを目的として、貝塚市立青少年センター」に改める。

第1条の2の見出しを「（愛称等）」に改め、同条中「名称、」を削り、同条各号を次のように改める。

（1） 愛称 ユースプラザ

（2） 位置 貝塚市島中一丁目18番1号

別表第1貝塚市立青少年センター使用料の表中「貝塚市立青少年センター使用料」を削り、別表第1貝塚市立青少年人権教育交流館使用料の表を削る。

別表第2貝塚市立青少年センター使用料の表中「貝塚市立青少年センター使用料」を削り、別表第2貝塚市立青少年人権教育交流館使用料の表を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 31 号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年貝塚市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表貝塚市立三ツ松認定こども園の項を削る。

附 則

この条例は、令和11年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例

貝塚市立幼稚園条例（昭和30年貝塚市条例第296号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表貝塚市立北幼稚園の項を削り、同条第 2 項中「570人」を「285人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する

。

議案第 33 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(24) 救急科

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議決を求める件

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更することに関し、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係市町村と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条第 1 項第 4 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町村と協議することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府指令市第 2654 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

令和 8 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和 8 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 3, 3 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2, 6 3 1, 2 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,692,084	119,711	8,811,795
	2. 国庫補助金	1,212,564	118,831	1,331,395
	3. 委託金	26,228	880	27,108
15. 府支出金		3,539,904	1,555	3,541,459
	2. 府補助金	847,375	1,555	848,930
17. 寄附金		905,010	500	905,510
	1. 寄附金	905,010	500	905,510
18. 繰入金		3,048,655	89,701	3,138,356
	1. 特別会計繰入金	31,212	752	31,964
	2. 基金繰入金	3,014,943	88,949	3,103,892
20. 諸収入		732,679	10,620	743,299
	5. 雑入	271,922	10,620	282,542
21. 市債		2,252,900	51,300	2,304,200
	1. 市債	2,252,900	51,300	2,304,200
歳 入	合 計	42,357,830	273,387	42,631,217

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,994,157	50,654	6,044,811
	1. 総務管理費	5,237,155	50,654	5,287,809
3. 民生費		20,507,803	68,875	20,576,678
	1. 社会福祉費	8,233,110	2,708	8,235,818
	2. 児童福祉費	8,624,011	66,167	8,690,178
4. 衛生費		4,054,840	16,502	4,071,342
	1. 保健衛生費	1,040,158	502	1,040,660
	3. 病院費	922,000	16,000	938,000
7. 商工費		272,468	4,000	276,468
	1. 商工費	272,468	4,000	276,468
8. 土木費		3,271,237	90,665	3,361,902
	1. 土木管理費	200,783	15,190	215,973
	2. 道路橋梁費	828,481	30,000	858,481
	5. 都市計画費	1,945,020	23,200	1,968,220
	6. 住宅費	273,513	22,275	295,788
10. 教育費		3,408,656	42,691	3,451,347
	1. 教育総務費	506,409	1,000	507,409
	3. 中学校費	685,903	0	685,903
	5. 社会教育費	671,145	25,771	696,916
	6. 保健体育費	168,988	15,920	184,908
	歳 出 合 計		42,357,830	273,387

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市 営 東 団 地 住 宅 建 替 事 業 P F I 導 入 可 能 性 調 査 業 務	令和8年度～令和9年度	13,983千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後										
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考		
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他			
道路橋梁等 新設改良事業	千円 367,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 20	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 404,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左		
公 営 住 宅 建 設 事 業	40,600			そ の 他	25	5				同左				同左	46,400				同左	同左
学 校 施 設 整 備 事 業	28,700			25	3	同左				同左				31,600	同左				同左	
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	3,100			30	5	同左				同左				9,100	同左				同左	
起債合計	2,252,900			2,304,200																

議案第 37 号

令和 8 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 8 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 2 1 2 , 0 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金		2,416,172	406	2,416,578
	1. 支払基金交付金	2,416,172	406	2,416,578
6. 繰入金		1,754,383	346	1,754,729
	2. 基金繰入金	323,301	346	323,647
歳入合計		9,211,337	752	9,212,089

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸支出金		34,312	752	35,064
	2. 繰出金	31,212	752	31,964
歳	出	合	計	
		9,211,337	752	9,212,089

議案第 38 号

令和 8 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 8 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度貝塚市病院事業会計予算第 3 条収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 事業収益	9,433,684 千円	16,000 千円	9,449,684 千円
第 2 項 医業外収益	813,462 千円	16,000 千円	829,462 千円

令和 8 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗